

マイナンバー(個人番号)制度について

個人番号の記載に際してご準備をお願いします。

個人番号の記載に関して、なりすまし防止のために、「番号確認」と「本人確認」が必要です。

具体的には、以下のように確認しますので、必要書類を忘れずにご持参ください。

	マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方	通知カードをお持ちの方 ※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、氏名・住所等が住民票の内容と一致している場合に限り引き続き番号確認書類として利用できます。	左記のどちらも無い方
番号確認	マイナンバーカードの裏面 	通知カード 	個人番号の記載された住民票
本人確認 (マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)	マイナンバーカードの表面 	《顔写真のある身元確認書類》 下記より1点 ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・在留カード ・パスポート 《顔写真のない身元確認書類》 下記より2点 ・公的医療保険の資格確認書 ・国民年金手帳 ・源泉徴収票 ・納税通知書 ・税、社会保険料、公共料金の領収書	《顔写真のある身元確認書類》 下記より1点 ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・在留カード ・パスポート 《顔写真のない身元確認書類》 下記より2点 ・公的医療保険の資格確認書 ・国民年金手帳 ・源泉徴収票 ・納税通知書 ・税、社会保険料、公共料金の領収書

※郵送や投函で申告書を提出する場合は、番号確認書類と本人確認書類の写しの添付が必要です。公的医療保険の資格確認書を本人確認資料として提出する場合は、被保険者等記号・番号等を隠した写しを送付してください。

※代理人が申告書を提出する場合は、申告者の番号確認書類と代理人自身の本人確認書類の提示(又は写しの添付)が必要です。

■ 申告相談会場へのご来場に際して ■

※必ず源泉徴収票や控除証明書などの必要書類をお持ちください。必要書類について詳しくは、この「かきかた」でご確認いただけます。

※営業等、農業、不動産所得がある方は、事前に収入・経費金額を計算の上、ご来場ください。

※医療費控除を受ける方は、事前に医療費控除明細書で金額を計算の上、ご来場ください。医療費控除明細書がないと受付できません。

※松阪税務署以外の会場では、所得税に関する「住宅借入金等特別控除」「土地・建物等の譲渡所得」「株式等の譲渡所得」「青色申告」など複雑なものは受付できません。

515-8515

三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市役所 市民税課市民税係 宛

← 申告書を郵送する際に封筒へ貼ってお使いください。

—申告書在中—